主 文

一原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

二被控訴人は控訴人に対し、別紙物件目録記載の各土地につき、別紙登記目録 (一)記載の登記の抹消を請求する権利を放棄せよ。

三控訴人が当審で追加した請求1を棄却し、同2、3の請求に係る訴えをいずれも却下する。

四訴訟費用は、控訴人が当審で追加した請求に係る費用を控訴人の負担とし、その余は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 申立て

- 控訴人

1 主文第一、二項と同旨

- 2 被控訴人は、控訴人に対し、別紙物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)についての別紙登記目録(二)記載の登記(以下「本件予告登記」という。)の抹消嘱託について、別紙登記目録(一)記載の登記(以下「日本相互住宅の所有権移転登記」という。)の抹消を請求する権利を放棄する手続をせよ(当審で追加した請求1)。
- 3 被控訴人は、日本相互住宅株式会社(以下「日本相互住宅」という。)に対し、日本相互住宅の所有権移転登記の抹消を請求する権利が存在しないことを確認する(当審で追加した請求2)。
- 4 控訴人は、被控訴人に対し、別紙登記目録(三)記載の所有権移転登記(以下「控訴人の所有権移転登記」という。)を抹消する義務が存在しないことを確認する(当審で追加した請求3)。
  - 5 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第二 事案の概要

本件は、本件各土地を競落した控訴人が、被控訴人及び日本相互住宅株式会社(以下「日本相互住宅」という。)に対し右土地について所有権の確認を求めるとともに、被控訴人に対し日本相互住宅の所有権移転登記の抹消を求める権利を放棄する旨の意思表示を求めたところ、原審が所有権確認請求を認容したものの権利放棄の意思表示を求める請求を棄却したため、控訴人が右敗訴部分を不服として控訴した事案である。

右権利放棄の意思表示を求める請求は、被控訴人が提起した日本相互住宅の所有権 移転登記の抹消登記手続を求める訴訟が同社の認諾により終了したにもかかわら ず、右訴訟提起に伴って経由された本件予告登記が未だ抹消されないままになって いることから、その抹消を得ることを目的とするものであり、控訴人は当審におい て前記第一の一2ないし4記載の請求を追加した。

本件訴訟における実質的な争点は、右のような事実関係の下で控訴人が本件予告登記の抹消を求めることの可否及びその方法であり、争点に関する当事者の主張は、次のとおり付け加えるほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

・一 原判決書三頁四行目及び同六行目の「一〇月九日」を「一〇月八日」に、同七行目の「買い受けた」を「買い受け、同月九日所有権移転登記を受けた」にそれぞれ改める。

二 控訴人の当審における主張

1 所有権に基づく物権的請求権の一つとして登記抹消請求権があることは実務上争いがなく、不動産登記法一四六条一項(以下「不動産登記法」を「法」とい、単に条文のみをもって記載する。)は「抹消ニ付キ登記上利害ノ関係アルトキハ申請書ニ其承諾書又ハ之ニ対抗スルコキ裁判」と規定しているので、抹消につき登記上利害を有もまで、開スルコトヲ要ス」と規定しているので、抹消につき登記上利害を有もまであるときはその第三者に登記抹消の承諾を請求することができることの事に対し、一四五条ニ項には「確定シタル登記ノ抹消又ハニ対の表がある。これに対し、一四五条ニ項には「一四六条一項のように、物権の事はがない。しかられては対にあるおそれがある場合に、物権をもつおるが、その事を除去又は予防するに必要な行為を請求できる旨規のことであるから、一四五条ニ項に権利放棄の意思表示を求めることができる旨見

定されていないからといってこれが否定されることにはならず、物権の内容の完全な実現に対する妨害を除去又は予防する行為として必要なものであればこれを請求することができるとするのが実体法上の物権的請求権の正しい理解である。

- 2 そして一四五条二項によると、書記官は「確定シタル登記ノ抹消又ハ回復ヲ請求スル権利ヲ抛棄シタルコトヲ証スル書面」の提出を受けた場合でなければ予告登記の抹消の嘱託をすることができないから、控訴人が本件各土地の所有権の内容の完全な実現を可能ならしめるためには被控訴人の「権利放棄の意思表示」が不可欠である。
- 3 別件訴訟の認諾調書によれば被控訴人の日本相互住宅に対する登記抹消請求権は所有権に基づく妨害排除請求権であり、物権的請求権である。物権的請求権は物権と運命を共にし、物権の存在する限り不断にこれから派生し、それが消滅するという性質の権利ではないから、物権的請求権に基づく妨害排除請求権について権利放棄という観念をいれる余地はない。したがって、この場合に被控訴人が行う権利放棄の意思表示とは当該時点において登記抹消請求権が存在しないことを知らせる観念の通知にほかならず(その点では一四五条二項の「権利の抛棄」という文言は正しくない。)、右通知をすることにより被控訴人の財産に増減が生じることはない。
- 4 以上の点からすれば、被控訴人に登記抹消請求権の放棄の意思表示を求める 控訴人の請求は認容されるべきである。
- 5 控訴人が当審で追加した請求 1 は登記抹消請求権の放棄の意思表示に止まることなく権利放棄の手続をすることを求める請求であり、当審で追加した請求 2 、 3 は、控訴人の本件各土地の所有権が認められる以上、被控訴人の本件各土地の所有権も、これに基づく日本相互住宅に対する登記抹消請求権も成立する余地がないので、そのことを確認するための請求である。 四 被控訴人の反論
- 1 一四五条二項は平成五年法律第二二号により追加された規定であり、権利放棄の意思表示が任意にされない場合には予告登記が残存することを予定して立法化されている。したがって、本件予告登記の処理については控訴人と被控訴人とが話し合って解決すべきであって、裁判手続により権利放棄の意思表示を請求することは許されない。
- 2 控訴人は被控訴人に融資をして高額で不動産を購入させた上、競売手続により右不動産を廉価で取得している。これは競売制度を濫用した暴利行為であり、憲法二九条、一一条、一三条に違反し、民法一条にも違反する。
  - 3 控訴人の自己競落は弁護士法七三条に違反し、権利を濫用するものである。 第三 証拠関係(省略)

第四 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人が被控訴人に対し日本相互住宅の所有権移転登記の抹消を求める権利を放棄する旨の意思表示を求める請求は理由があり、控訴人が当審で追加した請求1は理由がなく、同2、3の請求に係る訴えはいずれも不適法であると判断する。その理由は次のとおりである。

一 控訴人の本件各土地の所有権取得について

控訴人が競売手続により本件各土地の所有権を取得し、その所有権を被控訴人に対抗することができることは、原判決書六頁四行目の「被告」を「日本相互住宅」に改めるほか、原判決理由説示のとおりであるから、右記載を引用する(なお、被控訴人は原判決が控訴人の本件各土地の所有権確認請求を認容した部分について不服の申立てをしていない。)。

二 権利放棄の意思表示を求める請求について

1 予告登記は、登記原因の無効又は取消しによる登記の抹消又は回復の訴えが提起されたことを公示することにより、第三者に対し、不測の損害を被るおそれがあることを警告することを目的とする登記であり、抹消又は回復の訴えを起こした者が勝訴し、これに基づいて登記の抹消又は回復がされた場合には、その使命を終え、登記官の職権によりこれが抹消される(一四五条三項)。またこれとは逆に、訴えを提起した者が敗訴したり、訴えを取り下げたりすることで右訴えによる登記の抹消又は回復の可能性がなくなった場合にも、予告登記を存置させる必要はないので裁判所書記官からの嘱託により抹消される(同条一項)。

このような予告登記制度の趣旨目的に照らすと、たとえ登記原因の無効又は取消しによる登記の抹消又は回復の訴えを提起した者が勝訴し登記請求権が認められた場合であっても、その後にその者が請求権の放棄その他の事由により右請求権を失

ったときは、右訴えによる登記の抹消又は回復の可能性が失われ第三者が不測の損害を被る可能性がなくなるから、予告登記は目的を失いこれを存続させる必要はないことになる。もっとも、法は勝訴した者が直ちに判決の内容に従った登記申請を行うことを前提として予告登記の抹消に関する手続を定め、右のような場合にでの規定を置かなかった。しかし、現実には勝訴した者が種々の事情から直ちに登記手続をしないまま放置しそのため予告登記が長期間抹消されないまま経過することがあり、なかでも勝訴した者がその後右請求権を失ったような場合にはもさるとがあれて判決に従った登記手続を行うことができず、そのままでは予告を記が抹消されないままとなるという事態が想定されたことから、この点の不備を可との工作を表により一四五条二項が追加されるに至った(従前の一四五条二項は一四五条三項に繰り下げられた。)。

すなわち、一四五条二項は登記権利者の権利放棄を証する書面が裁判所に提出された場合に裁判所書記官の嘱託により予告登記を抹消すべきことを規定して右のような場合にも予告登記を抹消することを可能とした。そして一四五条二項が定める「権利放棄を証する書面」とは権利者が確定した登記請求権を放棄したことが明らかにされている書面のことであり、通常は権利者が任意に作成する書面が予定されているといえるにしても、法律上は権利者が作成した書面に限られないから、権利放棄を記載した和解調書等もこれに当たるというべきである。

本件では判決において権利者に対し権利放棄の意思表示を命じることができるか 否かが問題とされているので、以下この観点から検討することとする。

2 被控訴人は日本相互住宅の所有権移転登記の抹消を求める権利を有することが別件訴訟(請求認諾)により確定しているが、前記のとおり、本件各土地については競売手続により控訴人が所有権を取得しており、被控訴人は実体法上本件各土地の所有権を控訴人に対抗することができない立場にあることが認められるから、もはや被控訴人は日本相互住宅の所有権移転登記を抹消することができず、本件各土地に経由された予告登記はその目的を失いこれを維持すべき理由がなくなったものといわなければならない。

このような場合、目的を失った予告登記は土地の所有者にとって有害かつ無用な登記であり土地の所有権を妨害するものであるから、一般的には物権的請求権に当づく妨害排除の問題になると考えられなくはないが、前記のとおり法が予告登記が表に関する手続を定めていることからすれば、本件の場合にも一四五条二項の手続に従って本件予告登記の抹消登記手続を求めることは許されないというべきの場合には、登記請求権を失った勝訴者が登記請求権を放棄するを維持すべき格別の利益を見いだせないから、勝訴者が登記請求権を放棄する旨の表になると考えられるが、本件各土地についてはもは対する登記手続が行われることにより一四五条二項の手続に従った予告登記の作成とおり被控訴人が日本相互住宅に対する登記請求権を放棄する旨の書面の作成にらいため、控訴人において一四五条二項の手続に従った予告登記の抹消を受けられずにいることが認められる。

以上のとおりであるから、被控訴人に右意思表示を求める控訴人の請求は理由がある。

- 4 被控訴人は一四五条二項は「権利放棄の意思表示」が任意にされない場合に 予告登記が残存することを予定して立法化された旨主張する。しかし、一四五条二 項がそのような趣旨の下に改正されたと認めるに足りる証拠はなく、被控訴人の主 張は独自のものであるから、これを採用することができない。
  - 三 控訴人が当審において追加した請求について
- 1 控訴人の追加請求1は本件予告登記の抹消嘱託について被控訴人に日本相互住宅に対する登記抹消請求権を放棄する手続をすることを求めるものである。しかし、前記のとおり控訴人は被控訴人に権利放棄の意思表示を求めることによって本件予告登記の抹消を得ることができるのであるから、被控訴人にそれ以上の行為をすることを請求することは許されず、右請求は理由がない。
- 2 控訴人の追加請求 2 は被控訴人に日本相互住宅の所有権移転登記の抹消を請求する権利が存在しないことの確認を求めるものであり、同請求 3 は控訴人の所有権移転登記の抹消義務が控訴人にないことの確認を求めるものである。しかし、前者は他人間の権利の不存在の確認を求めるものであり、これにより控訴人の権利義務に直接影響を及ぼすものではないから控訴人に確認の利益はないといわなければならないし、後者についても、原判決により本件各土地の所有権が控訴人に帰属することが確認されており、これに加えて控訴人の所有権移転登記の抹消義務の不存在まで確認しなければならない必要性は見いだせないから、確認の利益がないというべきである。

四 被控訴人の反論について

- 1 被控訴人の一四五条二項に関する見解が独自のもので採用することができないことは前記のとおりである。
- いことは前記のとおりである。
  2 被控訴人は、控訴人が被控訴人に融資をして高額で不動産を購入させた上、競売手続によりこれを廉価で取得しているとして、これが競売制度を濫用した暴利行為であると主張する。しかし、被控訴人が控訴人からの融資金をもって不動産を高額で取得したことがあるとしても、控訴人がその後の地価の下落や被控訴人の返済不能を予測し暴利を目的として右融資をしたと認めるに足りる証拠はなく、また競売制度を利用して融資金の回収を図ることは正当な権利の行使として是認されるべきものであるから、これが憲法二九条、一一条、一三条及び民法一条に違反するということはできず、被控訴人の右主張は失当である。

よって、原判決中控訴人の請求を棄却した部分は不当であるからこれを取り消し、控訴人の右請求を認容し、控訴人が当審で追加した請求1は理由がないからこれを棄却し、同2、3の請求に係る各訴えはいずれも不適法であるから却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六七条二項、六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(平成一二年九月四日口頭弁論終結)

(裁判長裁判官 新村正人 裁判官 宮岡 章 裁判官 田川直之)

(別紙)

物件」目録

一、所 在 山梨県大月市a町b字c 地 番 d番e

地里宅地

地 積 壱四壱・九弐平方メートル

二、	所	在	山梨県大月市a町b字c
	地	番	d番e 1 宅 地
	地 地	目 積	七 地 壱弐壱・九四平方メートル
三、	所	在	山梨県大月市a町b字c
	地 地	番目	d番 e 2 宅 地
	地	積	壱四〇・八六平方メートル
四、	所	套	山梨県大月市a町b字c
	地 地	番目	d番e3 宅 地
	地	積	壱参弐・八四平方メートル
五、	所 地	在 番	山梨県大月市a町b字c d番e4
	地	目	宅 地
	地	積	壱参五・四四平方メートル 山利県古日古 町 宮
六、	所 地	在 番	山梨県大月市a町b字c d番e5
	地	目	宅 地
七、	地	積 在	壱弐九・弐四平方メートル 山梨県大月市a町b字c
D,	地	番	d番e6
	地	目	宅 地
八、	地 所	積 在	壱弐八・六六平方メートル 山梨県大月市a町b字c
	地	番	d 番 e 7
	地 地	目 積	宅 地 壱弐七・弐六平方メートル
九、		在	山梨県大月市a町b字c
	地	番	d番e8
	地 地	目 積	宅 地 壱八壱・四参平方メートル
-0,	所	在	山梨県大月市a町b字c
	地 地	番 目	d番e 9 宅 地
	地	積	壱壱四・壱七平方メートル
,	所	在	山梨県大月市a町b字c
	地 地	番 目	d番e 1 0 宅 地
_	地	積	壱五五・五参平方メートル
-=,	所 地	在 番	山梨県大月市a町b字c d番e11
	地	目	原 野
	地	積	壱六参平方メートル 山利県土日末 - 町 - 宮 -
_=,	所 地	在 番	山梨県大月市a町b字c d番e12
	地	[目 積	原 野
一四、	地 所	槓 在	七七平方メートル 山梨県大月市a町b字c
П,	地	番	d番e13
	地	目 積	原 野
一五、	地 所	傾 在	七七平方メートル 山梨県大月市a町b字c
-,	地	番	d番e14
	地 地	目 積	原 野 九弐平方メートル
一六、	所	在	山梨県大月市a町b字c
	地	番	d番e15

目積 地 〇・四〇平方メートル 地 山梨県大月市a町b字c 一七、 所 在 番 d番e 16 地 目 地 宅地 積 壱参七・六八平方メートル 地 在 山梨県大月市a町b字c 一八、 所 番 d番e17 地 目 地 宅 積 壱参弐・参弐平方メートル 地 在 山梨県大月市a町b字c 一九、所 番 d番e18 地 地 目 原 積 壱弐四平方メートル 地 在 山梨県大月市a町b字c 二〇、 所 番 地 d番e 19 地 目 原 野 地 積 四五平方メートル 在番 山梨県大月市a町b字c 所 地 d番e20 目 雑種地 地 積 地 〇・五参平方メートル 在 山梨県大月市a町b字c 所 地 番 d番e21 地 目 雑種地 積 壱七平方メートル 地 二三、 所 在 山梨県大月市a町b字c 地 番 d番e22 地 目 雑種地 積 壱八平方メートル 地 登 記 目 録 第一 甲府地方法務局大月出張所 1 平成元年壱弐月壱四日受付第六九〇六号 真正な登記名義の回復 原因 所有権移転登記 東京都新宿区fg丁目h番i号 所有者 日本相互住宅株式会社 甲府地方法務局大月出張所 2 平成弐年六月壱壱日受付第参五七六号 合併による所有権登記 所有者 東京都新宿区fg丁目h番i号 日本相互住宅株式会社 [物件目録(一)乃至(二)に対応] 甲府地方法務局大月出張所 第二 平成弐年六月壱壱日受付第参五七六号 合併による所有権登記 所有者 東京都新宿区fg丁目h番i号 日本相互住宅株式会社 甲府地方法務局大月出張所 平成六年七月壱壱日受付 合併による所有権登記 所有者 東京都新宿区fg丁目h番i号 日本相互住宅株式会社 [物件目録(三)に対応] 第三 甲府地方法務局大月出張所 平成弐年六月壱壱日受付第参五七六号 合併による所有権登記

## 所有者 東京都新宿区 f g 丁目 h 番 i 号 日本相互住宅株式会社

[物件目録(四)乃至(二三)に対応]

登 記 目 録 (二)

\_原因 平成壱〇年五月壱参日東京地方裁判所へ訴提起

登記目録(三)

- ー、 別紙物件目録記載一について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九壱七号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目Ⅰ番m号
- 株式会社カゲン 二、 別紙物件目録記載二について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九壱六号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 三、 別紙物件目録記載三について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九壱八号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 四、 別紙物件目録記載四について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九壱九号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 五、 別紙物件目録記載五について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐〇号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 六、 別紙物件目録記載六について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐壱号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 | 番m号 株式会社カゲン
- 七、 別紙物件目録記載七について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐弐号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 八、 別紙物件目録記載八について

甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐参号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区 j k 丁目 I 番m号 株式会社カゲン

- 九、 別紙物件目録記載九について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐四号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号
- 別有有 東京都壹馬区」は「日「留所与株式会社カゲン 一〇、別紙物件目録記載一〇について
- 一〇、 別紙物件日録記載一〇に りいて 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐五号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- --、 別紙物件目録記載--について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九弐六号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 一二、別紙物件目録記載一二について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九弐七号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 一三、 別紙物件目録記載一三について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐五号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 一四、 別紙物件目録記載一四について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐六号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 | 番m号 株式会社カゲン
- 一五、 別紙物件目録記載一五について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九弐七号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 一六、 別紙物件目録記載一六について甲府地方法務局大月出張所平成壱○年壱○月九日受付第六九弐七号

原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区 j k 丁目 I 番m号

株式会社カゲン 一七、 別紙物件目録記載一七について 甲府地方法務局大月出張所

平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐八号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記

所有者 東京都豊島区jk丁目 I番m号 株式会社カゲン

- 一八、 別紙物件目録記載一八について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐九号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 一九、 別紙物件目録記載一九について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九参○号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 | 番m号 株式会社カゲン
- 二〇、 別紙物件目録記載二〇について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九参壱号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 二一、 別紙物件目録記載二一について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱○年壱○月九日受付第六九弐九号 原因 平成壱○年壱○月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン
- 株式会社カゲン 二二、 別紙物件目録記載二二について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐〇号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 | 番m号 株式会社カゲン
- 二三、 別紙物件目録記載二三について 甲府地方法務局大月出張所 平成壱〇年壱〇月九日受付第六九弐〇号 原因 平成壱〇年壱〇月八日競売による売却 所有権移転登記 所有者 東京都豊島区jk丁目 |番m号 株式会社カゲン